

資料

三条市第3次健康増進計画 三条市健康づくり計画
令和7年度の取組の進捗状況・課題、令和8年度の取組の方向
性及び事業内容について

福祉保健部 健康づくり課・高齢介護課・地域包括ケア推進課

第3次健康増進計画の施策の体系

基本理念「誰もが生涯にわたり健康で心豊かに暮らす」

基本施策

基本施策に基づく取組の展開

自然に健康になれる環境づくり

1 社会とのつながりを通じた健康づくり

- 健康づくりを意識せずとも、日々の楽しみ事や日常生活を送る上で必要な行為から、自然と健康になれる行動につながる環境づくりを推進する。
- 住民同士の支えあいや緩やかな見守り、声かけ等を通じて、誰もが社会とつながり続ける仕組みづくりを行う。

- (1) 民間等と連携した属性や年代等を問わず外出・参加しやすい機会の創出
- (2) 民間等と連携した自然と健康になる食環境整備
- (3) 人を誘い出す仕組みづくり（健幸づくり推進員、声かけボランティア等）
- (4) 属性や年代等を問わず外出・参加しやすい仕組みづくり（外出支援等）

ヘルスリテラシーの醸成及び向上

2 ヘルスリテラシーの醸成及び向上のためのアプローチ

- 個人の健康意識やライフステージ（子ども～高齢期まで）の段階に応じた、ヘルスリテラシーの醸成及び向上のための取組を実施する。

- (1) 個人の健康意識やライフステージの段階に応じたヘルスリテラシー向上のための健康教育の実施（生活習慣病予防、メンタルヘルス、歯科予防、食育など）
- (2) 統計データ等に基づく生活習慣病予防、介護予防のための啓発の実施
- (3) 日常生活において気軽に健康情報に触れることで健康への気づきを促すためのICT等を活用した環境の整備
- (4) 民間企業や関係機関等と連携した食と運動による健康増進のための取組の実施

健康課題へのアプローチの深化

3 健康リスクに応じた個別支援 早期発見・早期介入・重症化予防

- 潜在的なリスクを持つ人への個別支援を行う。
- 疾病や加齢による心身機能の低下などリスクが顕在化した人への個別支援を行う。

【健康リスク】

がん、生活習慣病、歯・口腔の健康、こころの健康、高齢者の健康（加齢による生活機能の低下）

- (1) 市民の行動様式を踏まえた効果的な健（検）診受診率向上のための取組
- (2) 生活習慣病発症・重症化リスクの高い対象者に対するICT等を活用した保健指導の実施
- (3) メンタルヘルスに不調を抱えた人に対する早期発見及び早期対応のための取組
- (4) 生活習慣病予防及び生活機能低下の早期発見と適切な支援につなげる仕組みづくり
- (5) 自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う仕組みづくりと利用しやすい保健事業、介護予防サービスの実施
- (6) 時機を逸しないための多機関協働による支援体制の整備と適切な支援の実施

基本施策1 社会とのつながりを通じた健康づくり

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
(1) 民間等と連携した属性や年代等を問わず外出・参加しやすい機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな集いの場の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターが集いの場の支援を行うとともに、属性や年代等を問わない集いの場の創出・把握を行い、新たに32か所を創出・把握した。 ○eスポーツの活用を通じた高齢者の外出促進と交流機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室などでeスポーツ体験会を実施した（19回、183人）。 ○セカンドライフ応援ステーションの取組の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・広報さんじょうでLINE登録の周知を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターによる地域活動へのマッチングの強化 ・対象を問わない地域づくりの継続実施、他分野の居場所との連携 ・介護予防教室などでのeスポーツの自主活動への支援 ・有償ボランティア活動事業を始め、セカンドライフ応援ステーションとシルバー人材センター等各事業を連携させ高齢者の社会参画機会を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業 ・重層的支援体制整備事業における地域づくり（世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備） ・eスポーツ事業（機器の貸出しなど） ・セカンドライフ応援ステーション事業 ・有償ボランティア活動事業
(2) 民間等と連携した自然と健康になれる食環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○集いの場での定期的な共食機会の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進委員の協力の下、共食を実施（8会場、延べ94人）。共食の事前準備が負担となる集いの場では、負担が少ない方法で実施する必要がある。 ○市の健康づくりの取組に協力する民間企業等の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・スマートミールの提供店が3店舗、こっそり減塩作戦協力店が1店舗増加し、食環境整備協力店は計35店舗となった。取組の周知は、リーフレットを用いた保健事業等での啓発や協力店舗への設置を行ったが、取組の認知度が低いことから周知の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場運営者の負担が少ない実施方法による共食の推進 ・適塩の取組に協力する民間企業等の拡大及び取組の周知により事業認知度を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共食推進事業（配達弁当の事業者情報の提供など） ・食を通じた生活習慣病予防事業（こっそり減塩作戦やスマートミールの提供においてリーフレットの配布先を拡大）

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
(3)人を誘い出す仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○社会参画活動に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・健康プチ情報の設置場所を1か所（金融機関）増やした。薬局や理容所等の設置は身近な場所での健康情報を得る一つの手段となっている。 ・健幸づくり推進員対象の研修会及び健康に着目した外出の促し・誘い出し活動を実施（4回）。また、ちょっと筋トレや生活習慣病予防啓発活動、高齢介護課の集いの場等の情報の周知を行った。令和8年2月から健幸づくり推進員養成のための新規講座を実施予定である。 ○セカンドライフ応援ステーションの取組の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・〔再掲（P2）〕広報さんじょうでLINE登録の周知を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で、健康情報に触れる機会や自身の健康状態に気付く機会を提供するため、健康プチ情報の設置場所を拡充する。 ・健幸づくり推進員の養成講座の開催や活動の活性化に向けて内容の充実を図る。 ・〔再掲（P2）〕有償ボランティア活動事業を始め、セカンドライフ応援ステーションとシルバー人材センターなど各事業を連携させ、高齢者の社会参画機会を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康プチ情報の設置について関係機関等に依頼 ・健幸づくり推進員養成講座の開催及び研修会等の実施 ・健幸づくり推進員に対して、健康づくりの場や自然と健康になれる機会を周知し、外出の促し・誘い出し活動を依頼 ・〔再掲（P2）〕セカンドライフ応援ステーション事業 ・有償ボランティア活動事業
(4)属性や年代等を問わず外出・参加しやすい仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症や精神障がい等に対する偏見等をなくすための地域住民の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の集い等での認知症啓発講座（37か所）や小・中学校等での認知症サポーター養成講座の実施（24回）、あわせてともまち条例についても啓発し理解促進を図った。 ・企業での認知症サポーター養成講座開催に合わせて配慮等取組状況を把握するとともに、認知症の人から意見聴取する場を設け、バリアフリーの取組について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し、認知症サポーター養成講座の開催の働きかけやツナガルカンパニーの登録の呼び掛けを行うとともに、認知症当事者によるスローショッピングを通じ、バリアフリーを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア向上事業及び認知症サポーター養成講座 ・重層的支援体制整備事業における地域づくり（世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備）

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>○多分野への地域共生社会に関する意識啓発による既存の活動の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターを中心に属性や年代等を問わず参加できる一体的な地域づくりの取組を支援するとともに、多分野で実施している既存の地域づくり事業の連携交流会を実施し、意識啓発と連携促進を図った。 <p>○高齢者の移動支援の取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業に関する検討会を実施し、フレイル状態の高齢者や、認知症、障がいがある方などに対する送迎付きの通所型サービス等の事業見直しに向けて検討した。 10月から実施されたデマンド交通ひめさゆりの料金値上げ後、利用者数が減少したため、高齢者の利用実態について座談会やアンケート等を通じて把握を行い、市民への効果的な周知を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 属性や年代等の対象を問わない地域づくりの取組の継続的实施を支援し、他分野の居場所との連携が図られるよう地域づくり事業連携交流会を引き続き実施 認知症、障がいがある方などに対する送迎付きの通所型サービスをモデル的に実施。介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス全体の見直し、再構築に向けて検討を進める。 デマンド交通ひめさゆりの料金値上げの影響を受ける高齢者の移動を支援するため、おでかけパスや複数乗車を組み合わせたお得な利用について効果的な周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業 重層的支援体制整備事業における地域づくり（世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備） 【新】介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス試行事業（地域住民団体による定期的な通所型サービスのモデル実施） デマンド交通ほか公共交通の運行及び利用相談の実施

基本施策2 ヘルスリテラシーの醸成及び向上のためのアプローチ

(1) 栄養・食生活

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月未現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1)個人の健康意識やライフステージの段階に応じたヘルスリテラシー向上のための健康教育の実施</p> <p>(2)統計データに基づく生活習慣病予防、介護予防のための啓発の実施</p>	<p>○栄養バランスに配慮した食事や適塩に関する健康教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内保育所において、身体状況調査結果に基づく個別食事相談（保護者延べ128人）及び食育講話（保護者509人）を実施した。 市内小中学校及び高校において、食育授業（小中学生1,133人、高校生580人）、小5と中1を対象とした身体状況調査（児童・生徒679人）や検査結果相談会（保護者117人、児童・生徒112人）を実施した。 栄養教諭や養護教諭等との連携充実のための関係者連絡会を8月に開催した。 希望する市内企業の従業員に対して推定塩分摂取量調査を実施した（3社、40人）。今後、保健指導を実施予定 市内企業への食に関する健康教育メニューの周知は、保険会社と連携して行った。 <p>○健診における推定塩分摂取量調査及び事後指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合健診受診者に対して推定塩分摂取量調査（集団健診会場378人、委託健診機関418人）、健診結果説明会（26人）を実施。さらに、複合健診の集団健診会場では高塩分摂取傾向者を抽出し、栄養指導を実施した（209人）。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが適切な身体状況を維持できるように、関係者と連携して保育所及び学校での食育を推進 市内企業に対する食に関する健康教育メニューの提供 塩分摂取状況や関連した食習慣の定期的な分析及び栄養指導・情報提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所及び学校での食育推進事業（身体計測結果を基にした個別指導） 食を通じた生活習慣病予防事業（企業における推定塩分摂取量調査及び保健指導） 食を通じた生活習慣病予防事業（推定塩分摂取量調査及び保健指導において、複合健診の委託健診機関での栄養指導等の実施）

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月 末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は 【拡充】で表示
	<ul style="list-style-type: none"> ・複合健診の委託健診機関では、適塩の啓発リーフレットの配布のみで栄養指導の機会が少ないため、健診会場での栄養指導等の実施を検討する必要がある。 ○生活習慣病予防、介護予防のための啓発の実施 ・集団健診受診者に対し、リーフレット等を活用して栄養バランスの良い食事に関する啓発を実施した（2,670人）。 ・集いの場等で栄養講座を実施した（15会場、191人）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスの良い食事に関する健康教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・食を通じた生活習慣病予防事業（健診会場での啓発） ・栄養講座の実施
(3)日常生活において気軽に健康情報に触れることで健康への気づきを促すためのICT等を活用した啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT等を活用した栄養バランスに配慮した食事の啓発 ・毎月19日（食育の日）に食に関する情報を掲載した食育メールを配信した。 ・栄養バランスに配慮した食事の実践のため、クックパッドを活用し、時短メニューを毎月配信した。 ・健康づくり課公式LINEアカウントを活用した料理動画を配信した（5回）。 ・市内スーパー等16店舗にレシピカードを設置した（3回）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育メール、クックパッド等を活用した栄養バランスに配慮した食事の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育メールの配信 ・クックパッドを利用した啓発 ・健康情報提供事業（料理動画配信） ・日常的な外出先での啓発活動（資料等の配置による啓発）
(4)民間企業や関連団体と連携した食による健康増進のための取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○共食の推進 [再掲（P2）]食生活改善推進委員の協力の下、共食を実施（8会場、延べ94人）。共食の事前準備が負担となる集いの場では、負担が少ない方法で実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P2）]集いの場運営者の負担が少ない実施方法による共食の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P2）]共食推進事業（配達弁当の事業者情報の提供など）

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>○減塩の食環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P2）]スマートミールの提供店が3店舗、こっそり減塩作戦協力店が1店舗増加し、食環境整備協力店は計35店舗となった。取組の周知は、リーフレットを用いた保健事業等での啓発や協力店舗への設置を行ったが、取組の認知度が低いことから周知の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P2）]適塩の取組に協力する民間企業等の拡大及び取組の周知により事業認知度を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P2）]食を通じた生活習慣病予防事業（こっそり減塩作戦やスマートミールの提供においてリーフレットの配布先を拡大）

基本施策2 ヘルスリテラシーの醸成及び向上のためのアプローチ

(2) 身体活動・運動

基本施策に基づく取組	令和7年度の実施状況（12月 末現在）・課題	令和8年度の実施の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1) 個人の健康意識やライフステージの段階に応じたヘルスリテラシー向上のための健康教育の実施と運動の場の提供</p> <p>(2) 統計データに基づく生活習慣病予防、介護予防のための啓発の実施</p>	<p>○個人の健康意識やライフステージに応じた情報提供、啓発、運動の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年からの運動に関する健康教育の依頼が増えている。生活習慣病予防に関する健康教育(8回)、生活習慣病予防教室(1回、35人)、ちょこっと筋トレ講習会(2回、33人)において運動の必要性等について啓発した。体育施設での啓発を1月、まちなか文化祭での啓発を3月に実施予定。筋トレ講習会については、2日コース1回を1日コース2回別日で実施し、より多くの参加につながった。運動を無理なく継続できる取組を行う必要がある。 ・広報等の周知を強化することで、より多くの方から健康運動教室に参加いただき、運動の習慣化を推進した。参加者の高齢化が進んでおり、教室の在り方を検討する必要がある(広報掲載2回、38コマ/週、参加登録者数400人) ・スポーツ施設のトレーニングルーム無料体験会を2回(たいぶん19人、栄体育館11人)開催し、高齢者が公共施設のトレーニングルームを利用し継続して運動をするよう啓発することで、介護予防につなげた。 ・スポーツ施設の定期利用券の減免(65歳以上)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣化への動機づけ(啓発活動、機会の提供) ・運動を継続的実践に結びつけるための効果的な情報提供や働きかけの実施 ・健康運動教室の実施と併せて、65歳以上の参加者が80%以上を占める現状を踏まえ、健康運動教室の実施プログラム等についての検討を行う。 ・スポーツ施設のトレーニングルーム無料体験会及び定期利用券の減免を引き続き実施し、介護予防につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や地域での運動に関する啓発(ちょこっと筋トレ講習会、生活習慣病予防教室、健康教育等)の実施 ・健康運動教室の実施 ・スポーツ施設のトレーニングルーム無料体験会及び定期利用券の減免 ・スポーツ施設利用促進として、65歳以上の方へ市民プール等定期券購入の半額補助を実施

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>【各施設の定期利用券の減免利用状況】 市民プール：延べ152人、たいぶんとレーニングルーム：延べ346人、栄体育館レーニングルーム：延べ162人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さんちゃん健康体操は、定期会場6会場、さんちゃん健康体操サークル37か所で開催し、延べ8,129人が参加。サポーター養成講座は2～3月に実施予定。定期会場を運営するサポーターが高齢化で負担を抱えており、サポーターを確保する必要がある。集いの場における介護予防レクリエーションの定着を目指し集いの場の運営者等を対象とした講習会を開催し、17人が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんちゃん健康体操定期会場の運営等を行うとともに、サポーター確保に向け養成講座を引き続き実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんちゃん健康体操事業
<p>(3) 日常生活において気軽に健康情報に触れることで健康への気づきを促すためのICT等を活用した啓発の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の中で健康情報に触れる機会の増加 ・LINEを活用して健幸メッセージを配信し、自宅で取り組める簡単な運動の紹介や、健康や身体の変化への気づきを促した。 ・自宅内外で気軽に取り組める運動情報をYouTubeで公開した。 ・[再掲（P3）]健康プチ情報の設置場所を1か所増やした。薬局や理容所等の設置は身近な場所での健康情報を得る一つの手段となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の健幸メッセージを市のホームページ内の「健幸情報」にまとめ、分野別等により、アクセスしやすい表示とし、身体活動や運動に関する情報を発信する。 ・[再掲（P3）]日常生活の中で、健康情報に触れる機会や自身の健康状態に気付く機会を提供するため、健康プチ情報の設置場所を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページやSNSを活用した健康情報の発信 ・[再掲（P3）]健康プチ情報の設置について関係機関等に依頼
<p>(4) 民間企業や関連機関と連携した運動による健康増進のための取組の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所と連携した事業所単位での情報提供、啓発、運動の場の提供 ・運動に関する啓発を1社(70人)で実施し、ちょこっと筋トレ講習会を3月に1社で実施予定。より多くの事業所に 	<ul style="list-style-type: none"> ・年代に応じて活動量を増やすとともに、働き盛り世代が早い段階から運動を習慣にできるよう民間企業や関 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所での運動に関する啓発（ちょこっと筋トレ講習会、生活習慣病予防教室、健康

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>筋トレ講習会等に取り組んでもらうため、健康経営に関する連携協定を締結している保険会社と連携し啓発を強化した。</p> <p>今後も取り組み事業所の増加に向け、継続的な取組が必要である。</p> <p>○関係団体と連携した様々な層に応じた情報提供、啓発、運動の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員協議会事業、たいぶん事業、スポーツ協会事業を実施した。 ※スポーツ推進委員協議会事業：チャレンジウォーク（96人）、Miiike参上!!（206人）、チャレンジゲームズ（2月開催予定） ※たいぶん事業：スポーツフェスタ（月1回程度、延べ1,504人）、マルチスポーツ教室（月1回程度、延べ22人）、貯筋運動教室（延べ67人）など ※スポーツ協会事業：親子運動あそび教室（4回、115人）、スポーツフェスタ（3回、延べ110人）など ・多様な形で気軽にスポーツや運動に親しむ機会として、eスポーツ体験会（5回、380人）やユニバーサルスポーツイベント（420人）を開催、総合型地域スポーツクラブりんぐる、スポーツ教室を実施した（24プログラム、1,003人）。 ・[再掲（P2）] 介護予防教室などでeスポーツ体験会を実施した（19回、183人）。 	<p>係機関と連携していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員協議会や 指定管理者、スポーツ協会等関係団体と連携した事業を実施する。 ・多様な形で気軽にスポーツや運動に親しむ機会を提供する。 ・[再掲（P2）] 介護予防教室などでのeスポーツの自主活動への支援 	<p>教育等）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジウォーク等のスポーツ推進委員協議会事業、スポーツフェスタ等のたいぶん事業、親子運動あそび教室等スポーツ協会事業 ・ユニバーサルスポーツの推進 ・総合型地域スポーツクラブでの各種プログラムの実施 ・[再掲（P2）] eスポーツ事業（機器の貸出しなど）

基本施策2 ヘルスリテラシーの醸成及び向上のためのアプローチ

(3) 休養・睡眠

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1)個人の健康意識やライフステージの段階に応じたヘルスリテラシー向上のための健康教育の実施</p>	<p>○睡眠の大切さ、質の良い睡眠を取る方法等についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、集いの場での出張トークにおいて、生活習慣病予防を含めた睡眠の啓発を実施した（2回、34人）。 ・三条市勤労者福祉共済会報誌（冬号）に睡眠の大切さや質の良い睡眠をとるためのポイント、不眠について掲載した。 ・働き盛り世代に対し、協同組合の構成事業所会議において、生活習慣病予防を含めた睡眠の啓発を実施（1回、17人）。また、安全衛生協議会の場において睡眠をテーマとし、こころの健康づくりと関連づけた健康教育を実施（1回、33人）。さらに、事業所の健診会場にて睡眠に関するリーフレットを設置し、啓発を実施（1事業所）した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠の重要性や質の良い睡眠のとり方についての普及啓発を実施 ・生活習慣病予防やこころの健康づくりの啓発等、様々な機会を捉えた働き盛り世代への効果的な普及啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張トーク、出前講座、生活習慣病予防教室等での健康教育、三条市勤労者福祉共済会報誌掲載等による啓発 ・事業所等への健康づくり事業、出張トーク等における啓発
<p>(3)日常生活において気軽に健康情報に触れることで健康への気づきを促すためのICT等を活用した啓発の実施</p>	<p>○睡眠の大切さ、質の良い睡眠を取る方法等についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月の世界睡眠デーに合わせて、睡眠の大切さや質の良い睡眠をとるためのポイント、不眠についてXにて情報発信を実施予定 ・[再掲（P11）] 三条市勤労者福祉共済会報誌（冬号）に、睡眠の大切さや質の良い睡眠をとるためのポイント、不眠について掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P11）] 睡眠の重要性や質の良い睡眠のとり方についての普及啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界睡眠デーに合わせたXを活用した啓発 ・[再掲（P11）] 三条市勤労者福祉共済会報誌掲載等による啓発

(4) 飲酒

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1) 個人の健康意識やライフステージの段階に応じたヘルスリテラシー向上のための健康教育の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○適正飲酒や飲酒による健康への影響についての普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、出張トーク（2回、34人）や生活習慣病予防教室（1回、35人）において、適正飲酒の啓発を実施した。 ・三条市勤労者福祉共済会報誌（夏号）において、適正飲酒について掲載した。 ○事業所と連携した働き盛り世代への適正飲酒についての普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の安全衛生協議会や協同組合の構成事業所会議において、生活習慣病予防や質の良い睡眠の大切さと関連づけ、適正飲酒の啓発を実施（2回、40人）。また、事業所の健診会場に適正飲酒に関するリーフレットを設置し、啓発を実施（1事業所）。適正飲酒は生活習慣病予防及びこころの健康づくりに重要であることを、様々な切り口から啓発を実施した。 ○適正飲酒についての保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・早期介入保健指導や特定保健指導等において、適正飲酒についての保健指導を実施。特に飲酒による生活習慣病発症リスクの高い人に対して個別に保健指導を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正飲酒と飲酒による健康への影響に関する正しい知識について普及啓発を実施 ・生活習慣病予防やこころの健康づくりの啓発等、様々な機会を捉えた働き盛り世代への効果的な普及啓発を実施 ・飲酒量の男女の違い等の状況を踏まえた性差や年代別等に応じた適正飲酒の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張トーク、出前講座、生活習慣病予防教室等での健康教育、三条市勤労者福祉共済会報誌掲載等による啓発 ・事業所等への健康づくり事業、出張トーク等における啓発 ・集団健診会場における早期介入保健指導、特定保健指導等において適正飲酒についての保健指導を実施

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>○適正飲酒についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燕三条FMや生活習慣病予防啓発活動において、性差や年代別等に応じた適正飲酒を啓発した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P12）]適正飲酒と飲酒による健康への影響に関する正しい知識について普及啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P12）]出張トーク、出前講座、生活習慣病予防教室等での健康教育、三条市勤労者福祉共済会報誌掲載等による啓発
<p>(3) 日常生活において気軽に健康情報に触れることで健康への気づきを促すためのICT等を活用した啓発の実施</p>	<p>○適正飲酒についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が参加するイベントの機会を捉え、適正飲酒に関するリーフレットを設置し啓発した。 ・[再掲（P12）] 三条市勤労者福祉共済会報誌（夏号）において、適正飲酒について掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P12）]適正飲酒と飲酒による健康への影響に関する正しい知識について普及啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲（P12）]三条市勤労者福祉共済会報誌掲載等による啓発

基本施策2 ヘルスリテラシーの醸成及び向上のためのアプローチ (5) 喫煙

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1) 個人の健康意識やライフステージの段階に応じたヘルスリテラシー向上のための健康教育及び啓発の実施</p>	<p>○喫煙による健康被害や受動喫煙についての周知、啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の高校において喫煙の影響について講話を行った（2校、7回）。実施後のアンケートでは、喫煙及び受動喫煙の健康被害や新型たばこ等の新しい知識が得られ、理解が深まったという感想や将来喫煙しないと回答した生徒が多かった（97.5%）。 事業所の健診会場において、喫煙による生活習慣病への影響について啓発した（1事業所、70人）。 健診会場で行う早期介入保健指導において、リーフレットを活用し、喫煙及び受動喫煙の健康被害について啓発した（252人）。 事業所の健診会場において、禁煙に関するリーフレットやタール量を示す媒体を活用し、喫煙による健康被害について啓発した。 体育施設での啓発を1月に実施予定 <p>○禁煙及び減煙の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期介入保健指導や特定保健指導、健診結果説明会等の保健指導の場において、禁煙指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の人に対しての、喫煙や受動喫煙による健康被害についての普及啓発の実施 様々な機会を捉え、喫煙による健康被害の普及啓発を行う。特に事業所の健康課題や勤務形態に応じて介入し、職域と連携した啓発の強化を図る。 事業所の健康課題や勤務形態に応じた介入を図る。 生活習慣病との関連や受動喫煙、新型たばこ等の正しい知識の普及啓発の実施 <p>・喫煙者に禁煙の動機付け及び相談窓口の周知等支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内高校への喫煙及び受動喫煙の健康被害について啓発 生活習慣病予防啓発事業（事業所編） 生活習慣病予防啓発事業（地域編） <p>・特定保健指導等の保健指導の場における受動喫煙による健康被害の啓発並びに禁煙及び減煙指導の実施</p>

基本施策3 健康リスクに応じた個別支援（早期発見・早期介入・重症化予防）

(1) がん（悪性新生物）

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1) 市民の行動様式を踏まえた効果的な健（検）診受診率向上のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健（検）診会場において、特定健診とがん検診が同日に受けられる複合健診（集団、民間健診施設）の申込みを市で取りまとめて実施したほか、民間健診施設（以下「県央健診スクエア」）への予約方法や予約受付期間を限定しないなど予約を取りやすくした。また、受診券発送時などに県央健診スクエアを周知し、同施設での受診を促した。これらのことから、県央健診スクエアにおける令和7年度の受診者2,815人（見込み）となり、前年度と比較し27.7%増（見込み）した。 ・女性特有のがん（乳がん、子宮がん）検診の受診率向上のため、受診勧奨対象者が申込みやすいよう電子申請での受付を実施した。電子申請による申込みは53人で、電話による申込み15人より多かった。また、ナッジ理論を用いた啓発を実施した。 ・がん検診の受診率向上を図るため、女性特有のがん検診受診者の中でも受診率が低い若年層の受診率を増やす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合健診の実施及び個別検診会場を拡充する。 ・集団検診日程に加えて県央健診スクエアでの検診日程を設定し、受診機会の拡大に取り組むとともに受診券発送時などに同施設の周知を行い、同施設でも受診できることを周知する。 ・県央健診スクエアへの予約方法や予約受付期間を限定しないなど予約を取りやすくして実施する。 ・がん検診の受診勧奨を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性特有のがん検診（乳がん、子宮がん）について若年層に重点を置き受診勧奨を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県央健診スクエアでの検診の実施及び複合健診の実施 ・【拡充】乳がん検診を実施できる施設に済生会三条病院を追加 ・受診券発送時に県央スクエアの周知を行う ・複合健診（集団、民間健診施設）の申込みを市で取りまとめて実施 ・県央スクエアの予約受付時間を限定しないなど予約を取りやすくする。 ・胃がん検診、大腸がん検診の受診勧奨の実施 ・LINE等を活用したがん予防のための知識の普及啓発 ・女性特有のがん検診（乳がん、子宮がん）の受診勧奨に電子申請を活用

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<ul style="list-style-type: none"> 5月から8月までの精密検査未受診者（63人）に対し、12月に文書や電話による受診勧奨を実施した。未受診者の中には、連続精密検査となっている者がいたことから、未受診の理由を確認し受診の必要性を説明する必要がある。 「がんを知るセミナー」を三条信用金庫と共催で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 精密検査未受診に対して、未受診者の理由や精密検査の必要性を説明するため受診勧奨を工夫する。 民間企業や関係機関と連携した検診受診の必要性やがん予防に関する周知・啓発を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 精密検査未受診者に対し、受診の必要性等を記載した文書や電話、訪問による受診勧奨を複数回実施 民間企業や関係機関と連携した周知・啓発の実施

基本施策3 健康リスクに応じた個別支援（早期発見・早期介入・重症化予防）

（2）生活習慣病

基本施策に基づく取組	令和7年度 of 取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度 of 取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1) 市民の行動様式を踏まえた効果的な健（検）診受診率向上のための取組</p>	<p>○健診受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診券発送時などに県央健診スクエアを周知し、同施設での健診を促した。県央健診スクエアの令和7年度の受診者は713人（見込み）で前年度と比較し31.5%増加（見込み）した。 ナッジ理論を用いた効果的な未受診者勧奨を実施した。 特定健康診査の令和7年度の受診率は39.4%（10月末現在）と前年度の同時期の受診率39.2%より増加した。 働き盛り世代の受診率が低いことから、働き盛り世代が受診しやすい環境を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団健診日程に加えて県央健診スクエアでの健診日程を設定し、受診機会の拡大に取り組むとともに、引き続き受診券発送時などに同施設の周知を行い、同施設で受診できることを周知する。 働き盛り世代が受診しやすいよう、県央健診スクエアの受診機会の拡大に取り組む。 ナッジ理論を用いた効果的な未受診者勧奨を実施する。 特定健康診査受診券に同封するチラシを健診未受診者にも健診の必要性を分かりやすく伝える内容にするともに受診行動につなげる工夫を行う。 市民の受診行動につなげられるよう特定健康診査受診券発送時の封筒を特定健康診査独自のものにするなど検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県央健診スクエアでの健診の実施及び複合健診の実施 受診券発送時に県央スクエアを周知 働き盛り世代が受診しやすいよう県央健診スクエアの健診実施日を月曜日から土曜日まで設定するなど自身の都合に合わせて受診できるように日程調整を行う。 働き盛り世代の健康意識に合わせた周知啓発を実施 ナッジ理論を活用した健診未受診者への受診勧奨 受診券同封チラシの見直しと封入封筒の工夫
<p>(2) 生活習慣病発症・重症化リスクの高い対象者に対するICT等を活用した保健指導の実施</p>	<p>○ICTを活用した特定保健指導の実施による個人の状況に応じた保健指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度は、ICT（スマートウォッチ）を活用した特定保健指導の効果が高いことを記載したチラシでの周知の実施及び操作が簡便で足にも装着できる機種へ変更した。 		

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月 末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は 【拡充】で表示
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の利用者は現在235人で、そのうちICTを活用した特定保健指導は昨年度より4人増の30人である。 ・特定保健指導を拒否した人の中で、ICTを活用した特定保健指導を希望しない理由としては、約3割の人が「機器操作に自信がない」であったが、そもそも「ウェアラブル端末の装着が煩わしい」「管理されたくない」が1割強いた。 ・集団健診受診者で特定保健指導を希望しなかった人に対し、健診結果が届き意識が高まったタイミングで、再度特定保健指導の利用勧奨の通知を送付したが、利用者は少なかった。（208人に送付し3人特定保健指導利用。そのうち2人がICTを活用した特定保健指導希望） ・血糖モニタリング機器を活用した血糖自己測定では、対象年齢を拡大し、機器設定等をサポートする開始前セミナーを実施したことで、最後まで取り組めた人が増えた。血糖値を見える化したことで生活習慣を見直すきっかけになったと思われる。また、生活習慣を見直す機会として、生活習慣病予防教室に5人、ちょこっと筋トレ講習会に5人が参加した。 ・健診異常値放置者への受診勧奨は約150人に実施中である。訪問を前提とした介入を追加し、対象者の状況把握につながっている。糖尿病治療中断者では、訪問又は通知にて19人 	<ul style="list-style-type: none"> ・端末操作が不安な人に向けて個別での操作説明の場を設ける。 ・特定保健指導利用者増加を図るため、外部業者による健診結果を踏まえた利用勧奨を実施する。 ・血糖自己測定を最後まで取り組めるよう開始前セミナーを実施し、生活習慣の改善につなげていく。血糖自己測定での気づきをきっかけに生活習慣の改善を図れるよう生活習慣病予防教室やちょこっと筋トレ講習会などの事業の活用につなげていく。 ・受診勧奨においては個々の状況に応じた働きかけができるよう、引き続き情報共有や対応を振り返る機会を持ち、対応のスキルアップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した特定保健指導の実施（希望者に対し設定等の個別支援） ・健診データを活用した特定保健指導未利用者への再利用勧奨 ・血糖自己測定、生活習慣病予防教室 ・健診異常値放置者及び糖尿病治療中断者への受診勧奨の実施

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>に受診勧奨中である。受診中断の理由など個々の状況に応じた働きかけが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病性腎症重症化予防の保健指導では新規に開始した2医療機関の2人を含め、実数6人、延べ12人に実施した。生活習慣は改善したものの、検査値の改善には至らなかったことから、更なる指導の充実及び必要な対象者を指導につなげる流れの構築が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病性腎症重症化予防の保健指導では、対象者の理解度や病態等に応じた指導計画を立て、適切な媒体の選択により指導内容の充実を図る。また、国が示す対象者の基準や保健事業の現状を勘案し、対象者の要件を拡大する方向で医師会等関係機関と調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 【拡充】糖尿病性腎症重症化予防保健指導の実施（対象者の基準値及び医療機関の範囲を拡大予定）
<p>(4)生活習慣病予防及び生活機能低下の早期発見と適切な支援につなげる仕組みづくり</p>	<p>○生活習慣病の発症・重症化リスクを有する人に対する各種保健事業の効果的な実施及び健診機関との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防啓発活動について、市民への啓発では、ホームセンターで実施（2回、91人）した。今後公共施設での啓発も実施予定。事業所への啓発では、より多くの事業所に生活習慣病予防に取り組んでもらうため、健康経営に関する連携協定を締結している保険会社と連携し啓発を強化した。今後も取組事業所の増加に向け、継続的な取組が必要である。 早期介入保健指導について、19～49歳の基準該当者に対し、滞りなく保健指導を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防啓発活動について、市民への啓発活動では、市民の日常的な外出先等において啓発活動を実施する。事業所への啓発では、産業保健の関係機関や保険会社等との連携を推進し、働く世代への啓発の実施につなげる。 早期介入保健指導について、若い世代で医療が必要な人への受診勧奨を行い、生活習慣病の発症及び重症化の予防を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防啓発活動（地域編、事業所編） 早期介入保健指導

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
(4)生活習慣病予防及び生活機能低下の早期発見と適切な支援につながる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・健診異常値放置者への受診勧奨は約150人に実施中である。健診機関と連携しタイムリーに対象者を把握できた。 ・糖尿病性腎症重症化予防の保健指導では新規に開始した2医療機関の2人を含め、実数6人、延べ12人に実施した。また、令和6年度から追加した流れ（受診勧奨により受診した医療機関から保健指導の指示を得る）による実施ができた。必要な対象者を指導につなげるため、かかりつけ医と連携する仕組みの実効性を更に高める必要がある。 ○フレイル状態が疑われる人に対する適切なケアマネジメントの実施及び必要な事業・サービスにつなげる仕組みの構築 ・口腔機能向上個別訪問指導は12人（延べ29回）、栄養改善個別訪問指導事業は11人（延べ32回）に実施し、フレイル状態の改善につながる変化が見られた。対象者が年々増えているが、利用率が低い状況である。利用する必要性の理解につながっていないため、理解を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨について、個々の状況に応じた介入を検討し効果的な受診勧奨及び保健指導を行う。 ・糖尿病性腎症重症化予防保健指導では、かかりつけ医と連携する仕組みの実効性を更に高めるとともに定着を図るため、医師会等関係機関との調整を行う。 ・フレイル状態が疑われる人が自身の体の変化や状態を知り、予防の必要性に気づききっかけを作ることで、口腔機能向上個別訪問指導事業及び栄養改善個別訪問指導事業につなげたり、他事業等に参加できるようにしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診異常値放置者及び治療中断者に対する受診勧奨の実施 ・[再掲 (P19)] 【拡充】糖尿病性腎症重症化予防保健指導の実施（対象者の基準値及び医療機関の範囲を拡大予定） ・日常的に外出する場に出向いた普及啓発 ・口腔機能向上個別訪問指導事業、栄養改善個別訪問指導事業
(5)自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う仕組みづくりと利用しやすい保健事業、介護予防サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能向上個別訪問指導事業及び栄養改善個別訪問指導事業について、フレイル予防のために栄養状態や運動機能など、管理栄養士、歯科衛生士と対象者の状況についてアセスメント強化を図る体制をとっているが、対象者はおらず、会議の実施はなかった。年度末の研修会では様々な視点でアセスメントできるような内容で実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士や歯科衛生士と連携しながら口腔や栄養だけでなく全身のフレイル予防のためにアセスメントし支援できる体制を作っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善・口腔機能向上個別訪問指導事業

基本施策3 健康リスクに応じた個別支援（早期発見・早期介入・重症化予防）

（3）歯・口腔の健康

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>(1) 市民の行動様式を踏まえた効果的な健（検）診受診率向上のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歯周病検診対象者の現状把握 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周病検診対象者の歯科受診の現状を把握するため、受診時に個別通知（はがき）を持参するよう働きかけを行ったところ、歯周病検診の受診者は、定期的に歯科医院に受診していることが分かった。 ○歯周病検診及び後期高齢者歯科健診の受診率向上のための啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科検（健）診対象者の年代に応じた個別通知を行ったが、令和7年度の歯周病検診の受診者は329人（受診率5.1%）と低く、年代で見ると20歳と30歳の受診者は60人（受診率4.0%）、40歳、50歳、60歳、70歳の受診者は269人（受診率5.5%）であった。引き続き、歯科検（健）診の受診率を向上させるとともに、口腔ケアを心がけようと思うなど歯に関心がある人や定期的に歯科医院を受診する人を増やす必要がある。 ○歯周病の生活習慣病等への影響についての周知、口腔ケアに対する意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周病検診及び後期高齢者歯科健診の調査票に歯周病が生活習慣病などの全身の健康に悪影響を与えることを記載し周知した。 ・健康づくりに関するアンケートにより、定期的な歯科受診及び口腔ケアの意識 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯に関心がある人や定期的に歯科医院を受診する人を増加させるため、普及啓発を強化する。 ・歯周病検診の予約を取りやすくするため、受診しやすい方法や仕組みづくりを検討し実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病検診（20、30、40、50、60、70歳）と後期高齢者歯科健診（76、80歳）の実施 ・歯周病検診周知ポスターの掲示場所の拡大及び対象者の年代に応じた個別通知の実施 ・歯周病検診の受診率向上を図るため、個別通知（はがき）の発送時期を早める。 ・電子申請の活用検討 ・歯周病検診の内容拡充の検討（例：歯石除去など） ・未受診者勧奨の実施 ・歯周病検診及び後期高齢者歯科健診の調査票に歯周病が生活習慣病などの全身の健康に悪影響を与えることを記載し周知 ・健康づくりに関するアンケートにより、定期的な歯科

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月未現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>調査を実施した。歯周病が全身の健康に悪影響があることを知っている人は48.8%、定期的な歯科受診や口腔ケアなどを心がけようと思う人は76.9%、歯科受診を定期的に行かない人は9.9%であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者のオーラルフレイルの予防 <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等の日常的な外出先における啓発活動として、10月23日にムサシ下田店において51人に啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーラルフレイル予防について啓発する。 	<p>受診及び口腔ケアの意識調査を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等の日常的な外出先において歯科衛生士と連携しオーラルフレイルについての啓発を実施
(4)生活習慣病予防及び生活機能低下の早期発見と適切な支援につながる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所と連携した働き盛り世代に対する歯科健診や定期的な受診、適切な口腔ケアに関する啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所（5か所）に歯と口腔に関するリーフレットを設置し、啓発を行った。（事業所に歯科衛生士とともに従業員に定期的な歯科受診及び適切な口腔ケアに関する啓発を実施したい旨を説明したが、歯科保健への関心はあるものの、今年度の希望はなかった） ・厚生労働省のモデル事業（唾液による歯周病リスク検査）を特定健診会場において実施し、89人に口腔内の健康について意識付けを行うことができた。実施者の多くは高齢者で定期的に歯科医院を受診している人が多かった。より幅広い世代の市民から口腔内の健康について関心を持っていただきたいことから、事業所や関係機関と連携し啓発したり、事業所従業員にモデル事業を活用して口腔内の健康について啓発を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所と連携し、働き盛り世代に対し歯と口腔の健康の必要性を啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所と連携し、働き盛りの世代に対し、歯科検診や定期的な受診、適切な口腔ケアに関する啓発を歯科衛生士の協力を得て実施 ・補助事業（厚生労働省のモデル事業（唾液による歯周病リスク検査（無償））の活用

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防のための歯と口の機能健診（無料）の対象者への通知文をより見やすく修正した。 ・健診の必要性について市民やケアマネージャーを対象とした周知チラシを作成中である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防のために、引き続き口腔機能向上個別訪問指導事業を実施する。また、事業終了後に利用者が必要な支援を専門職と連携しながら検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防のための歯と口の機能健診（無料）を実施
<p>(5) 自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う仕組みづくりと利用しやすい保健事業、介護予防サービスの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケア向上事業実地指導を実施した（13事業所、18回、136人）。 ・〔再掲（P20）〕口腔機能向上個別訪問指導事業及び栄養改善個別訪問指導事業について、フレイル予防のために栄養状態や運動機能など、管理栄養士、歯科衛生士と対象者の状況についてアセスメント強化を図る体制をとっているが、対象者はおらず、会議の実施はなかった。年度末の研修会では様々な視点でアセスメントできるような内容で実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の口腔内の衛生状態、口腔機能の低下に起因する疾患の予防や要介護状態の維持・改善を図るため、引き続き介護サービス事業所の職員に向けた口腔ケア向上事業実地指導を実施する。 ・〔再掲（P20）〕管理栄養士や歯科衛生士と連携しながら口腔や栄養だけでなく全身のフレイル予防のためにアセスメントし支援できる体制を作っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケア向上事業実地指導の実施 ・〔再掲（P20）〕口腔機能向上個別訪問指導事業

基本施策3 健康リスクに応じた個別支援（早期発見・早期介入・重症化予防）

（4）こころの健康

基本施策に基づく取組	令和7年度 of 取組の進捗状況（12月未現在）・課題	令和8年度 of 取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
<p>基本施策2-(1) 個人の健康意識やライフステージの段階に応じたヘルスリテラシー向上のための健康教育の実施</p>	<p>○こころの健康や病気に関する啓発相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民（事業所含む）を対象に、依存症をテーマとしたこころの健康づくり講演会を開催した（83人）。参加者は昨年と比較し約2倍となった。アンケートでは依存症に関する知識について「深まった」「やや深まった」と回答した人が9割以上を占め、講演会の目的を達成することができた。 ・市民への出前講座の実施（17回、186人、年度内にあと2回実施予定） ・市民が参加するイベントの機会を捉え、こころの健康に関するリーフレットを設置し、啓発を実施した。 ・事業所への健康教育において、要望があった睡眠の話と併せてこころの健康や病気に関する知識について啓発を実施（1回、33人）。また、事業所への生活習慣病予防啓発時に、こころの健康づくりに関するリーフレットを設置し、啓発を実施した。こころの健康づくりのみをテーマとした出張トークは利用事業所が少ないため、事業所のニーズに合わせたものと組み合わせる等の工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康やこころの病気に関する知識の普及啓発 ・市民がこころの健康を維持できるようにするための、様々な場を捉えたこころの健康や病気に関する啓発の実施 ・就業者に対する、生活習慣病予防と連携した効果的なこころの健康づくりの普及啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくり講演会、出張トーク、出前講座、広報さんじょう、三条市勤労者福祉共済会報誌掲載等による啓発 ・健康づくり事業や地域づくりの場における啓発 ・生活習慣病など他分野の健康づくり事業、事業所等への出張トークや出前講座等における啓発

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<ul style="list-style-type: none"> 保健事業の場において、こころの相談窓口カードを配布するとともに、公共施設、金融機関等に設置、ホームページ等に掲載し啓発を実施した（449枚）。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な場を捉えた相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口カードの出張トークや出前講座等の事業での周知、公共施設、金融機関等への設置やホームページ等の掲載による周知
<p>(3)メンタルヘルスに不調を抱えた人に対する早期発見及び早期対応のための取組</p>	<p>○ゲートキーパーを知っている人の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり事業や地域づくりの場等において、ゲートキーパーの役割について啓発を実施（こころの健康づくり講演会：83人、健康教育・出前講座：18回、219人、民生委員児童委員集合研修会：約160人）。3月にセカンドライフ応援ステーション応援セミナーにおいて、啓発予定 理容生活衛生同業組合三条支部にリーフレットを送付し、啓発を実施。2月に美容業生活衛生同業組合三条支部に啓発予定 広報さんじょう（9月号）、三条市勤労者福祉共済会報誌（秋号）において、ゲートキーパーの役割について掲載した。 市職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施した（239人）。 演習型ゲートキーパー養成研修の実施（27人）。働き盛り世代を含む関係団体に拡大して周知したが、就業関係機関職員の受講はなかった。また、市職員の受講者も例年と比較し少数だった。アンケートでは受講者全員が「役立つ研修だった。」と回答しており、今後はより多くの受講につながるよう、周知方法等の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパーに関する知識の普及啓発 様々な機会を捉えたゲートキーパーの周知啓発 <ul style="list-style-type: none"> 対象者に応じたゲートキーパー養成研修を実施し、支援者の資質向上を図る。 [再掲（P25）]様々な機会を捉えたゲートキーパーの周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康づくり講演会、出張トーク、出前講座、広報さんじょう、三条市勤労者福祉共済会報誌等における普及啓発 健康づくり事業や地域づくりの場における啓発 <ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー養成研修会の実施（市職員向け講座、味方になりきるコミュニケーション演習）

基本施策3 健康リスクに応じた個別支援（早期発見・早期介入・重症化予防）

（5）高齢者の健康（加齢による生活機能の低下）

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
基本施策1-(1) 民間等と連携した属性や年代等を問わず外出参加しやすい機会の創出（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ [再掲 (P2)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [再掲 (P2)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [再掲 (P2)]
基本施策1-(2) 民間等と連携した自然と健康になれる食環境整備（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ [再掲 (P2)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [再掲 (P2)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [再掲 (P2)]
(4)生活習慣病予防及び生活機能低下の早期発見と適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイル状態の人の早期発見を目的とした実態把握及び自らの心身状態に気付く機会の提供 ・ 関東信越厚生局地域づくり加速化事業を活用し、アドバイザーの伴走支援を受け、総合事業の見直しを実施した。 ・ 健康状態未把握者訪問として284人にアンケートを送付し、状況把握必要者の約9割を確認したところ、問題のない人が多いが、相談が必要な状態でも相談先が分からず対応できていない人や健診又は医療受診が必要でもつながらない人が一定数いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業の全体評価を踏まえ、令和9年度からの全面見直しに向け、試行的な取組を実施する予定 ・ 健康状態未把握者訪問事業については、過去の情報などを参考に、状況把握の対象者を絞って実施していく。今後も対象者が必要なサービスにつながるよう働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業見直しに向けた試行的取組 ・ フレイルチェックを実施し、ハイリスク者には地域包括支援センターが適切なサービスにつなげる。 ・ 健康状態未把握者訪問として、医療・健診共に未受診者への状況把握と必要な支援につなげる。

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月 末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<ul style="list-style-type: none"> ○循環器系疾患の発症予防に向けた生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健診異常値放置者及び糖尿病治療中断者への受診勧奨を、個々の状況を踏まえて実施している。 ・糖尿病性腎症重症化予防保健指導では、今年度新規指導開始者含め、実数6人、延べ12人に実施した。 ○高齢者の低栄養及び口腔ケアの理解の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・〔再掲（P20）〕口腔機能向上個別訪問指導事業及び栄養改善個別訪問指導事業について、フレイル予防のために栄養状態や運動機能など、管理栄養士、歯科衛生士と対象者の状況についてアセスメント強化を図る体制をとっているが、対象者はおらず、会議の実施はなかった。年度末の研修会では様々な視点でアセスメントできるような内容で実施する予定 ・たいぶん（1月）、まちなか文化祭（3月）でのフレイル予防啓発を実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病のリスクが高い人に対する受診勧奨及び保健指導では、フレイルのリスク等高齢者の特性を踏まえて、個々の状況に応じた介入を実施する。 ・フレイル状態が疑われる人が自身の体の変化や状態を知り、予防の必要性に気づききっかけを作ることで、口腔機能向上個別訪問指導事業及び栄養改善個別訪問指導事業につなげたり、他事業や場に参加できるようにしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診異常値放置者への受診勧奨の実施 ・糖尿病治療中断者への受診勧奨の実施 ・糖尿病性腎症重症化予防保健指導の実施 ・口腔機能向上個別訪問指導事業、栄養改善個別訪問指導事業の実施 ・高齢者が日常的に外出する場に出向いた普及啓発の継続
<p>(5) 自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う仕組みづくりと利用しやすい保健事業、介護予防事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援の考え方についての市民啓発の強化や介護に関する相談を通じた理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・〔再掲（P26）〕関東信越厚生局地域づくり加速化事業を活用し、アドバイザーの伴走支援を受け、総合事業の見直しを実施した。 ・〔再掲（P20）〕口腔機能向上個別訪問指導事業及び栄養改善個別訪問指導事業について、フレイル予防のために 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職の知見を活用した適切なアセスメント実施体制の強化 ・〔再掲（P20）〕管理栄養士や歯科衛生士と連携しながら口腔や栄養だけでなく全身のフレイル予防のために 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント支援訪問事業（総合事業見直しと合わせ、同事業を含む取組の強化） ・口腔機能向上個別訪問指導事業、栄養改善個別訪問指導事業、健康状態未把握者

基本施策に基づく取組	令和7年度の取組の進捗状況（12月末現在）・課題	令和8年度の取組の方向性	事業内容 ※新規事業は【新】、拡充する事業は【拡充】で表示
	<p>栄養状態や運動機能など、管理栄養士、歯科衛生士と対象者の状況についてアセスメント強化を図る体制をとっているが、対象者はおらず、会議の実施はなかった。年度末の研修会では様々な視点でアセスメントできるような内容で実施予定</p>	<p>アセスメントし、支援できる体制を作っていく。</p>	<p>訪問</p>